
資料 2 : 報告資料

2(2)検討対象の整備パターンとその課題等

検討対象の整備パターン

- 前回示していた「別敷地への移転建替え案（民有地）」の除外

移転候補地の条件（第2回清水庁舎整備検討委員会資料より）

- 1 都市ビジョン：清水都心地区のまちづくりの方針に基づく江尻エリアであること
- 2 面積：一定程度（3,000㎡以上）のまとまった土地

調査結果

調査の結果、以下の候補地が該当した

- 清水駅東口公園（旧清水駅東口広場）
- 民有地

民有地

該当の民有地については、本検討における候補地としないことを地権者と確認した

検討対象から「別敷地への移転建替え案（民有地）」は除外する

検討対象の整備パターンは「清水駅東口公園建替」「旧清水駅東口広場建替」「現地建替」「現地改修」の4案とする

検討対象の整備パターンとその課題等

- 第2回検討委員会における議論、その後の意見聴取等を踏まえ、対象の整備パターンは次のとおりとする

整備パターン			概要	特筆すべき課題、懸念事項等
案1	1-1	清水駅東口公園建替 13,000㎡ ※1	清水駅東口公園の当初の敷地面積7,295㎡のうち、JCHO病院の移転先を除く、2,395㎡に新庁舎を建設する。	<ul style="list-style-type: none"> 容積率から新庁舎の規模の上限は、11,975㎡となり、約1,000㎡が不足する。 敷地内で現庁舎と同等の駐車場の確保が困難
案2	2-1	旧清水駅東口広場建替 13,000㎡ ※1	清水都心地区のまちづくり方針に従い、市有地である旧清水駅東口広場に、新庁舎を建設する。	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内で現庁舎と同等の駐車場の確保が困難
案3	3-1	現地建替 13,000㎡ ※1	現庁舎の第1駐車場に新庁舎を建設する。	<ul style="list-style-type: none"> 工事期間中、駐車場利用可能台数が減る
案4	4-1 ※2 (4-3)	現地改修 19,700㎡ (本庁機能含む)	現清水庁舎における本庁機能を維持したまま、現庁舎の耐震化、津波対策を含めた改修を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 改修時には、最低限の面積を有する仮設庁舎、又はそれに代わる施設が必要 工事期間中は行政サービスへの影響がある
	4-2 ※2 (4-4)	現地改修 13,000㎡	現庁舎を減築し耐震化、津波対策を含めた改修を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 工事期間中は行政サービスへの影響がある

※1…新築で整備する場合の総床面積→2030年の想定する人員（区役所+事務所+一部本庁組織）から算出される必要面積

【14,000㎡】に、7%の削減率を加味したもの。なお、その他の本庁組織は静岡の公共施設または民間施設内に移転。

※2…改修については、整備規模の大小に加え、改修後の耐用年数の長短による比較を行う。| 案4-1・4-2=20年、案4-3・4-4=35年